

神戸市地区防災計画制度の運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市防災会議が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第42条第3項及び同法第42条の2に基づく、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を、神戸市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定めるための手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(防コミ連携型地区防災計画の規定手続)

第2条 法第42条第3項に基づく地区防災計画の規定は、市内の自主防災組織である防災福祉コミュニティが作成する防災に関する計画（以下「防コミ連携型地区防災計画」という。）を対象とするものとする。

2 防災福祉コミュニティは、次に掲げる書類を計画の対象となる地区を所管する消防署長へ提出するものとする。

(1) 地域防災計画への規定に関する同意書（様式第1号）

(2) 地区防災計画の対象となる計画

(3) その他神戸市防災会議会長（以下「会長」という。）が必要と認める書類

3 前項の消防署長は、意見書（様式第2号）を添えて、当該地区を所管する区長へ書類を送付する。

4 前項の区長は、意見書（様式第3号）を添えて、神戸市防災会議事務局（危機管理室）へ送付する。

(防コミ連携型地区防災計画の地域防災計画への規定)

第3条 会長は、前条に基づく提出があったときは、神戸市防災会議運営要綱第3条第1項第4号に基づく専決処分により地域防災計画へ規定するものとする。

2 会長は、前項に基づく規定があったときは、次の神戸市防災会議で報告を行うものとする。

(計画提案型地区防災計画の要件)

第4条 法第42条の2に基づく地区防災計画の提案（以下「計画提案」という。）は、地区居住者等が共同して提案できるものとする。

2 計画提案の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 地区居住者等が協力して実施する防災・減災に向けた取組で、組織体制、平常時及び災害時の活動方法等について定めたもの

(2) 地域防災計画に抵触しない内容

(計画提案の提出)

第5条 計画提案を行うものは、次に掲げる書類を神戸市防災会議事務局へ提出するものとする。

(1) 地区防災計画提案書（様式第4号）

- (2) 地区防災計画の素案
- (3) 計画提案する者が地区居住者等であることを証する書類
- (4) 地区居住者等の合意のもと作成された計画であることを証する書類
- (5) その他会長が必要と認める書類

(計画提案型地区防災計画の地域防災計画への規定)

第6条 会長は、第4条に基づく計画提案があったときは、次に掲げる事項について、神戸市地区防災計画審査会（以下「審査会」という。）を設置し、提案された計画素案を地域防災計画に定めることについて、審査を行うものとする。

- (1) 計画提案の内容及び実施体制
- (2) 同一地区を対象とした、第3条に基づき策定されている地区防災計画及び防災福祉コミュニティの活動との整合
- (3) 長期的な活動予定
- (4) その他会長が必要と認める事項

2 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 危機管理室室長
- (2) 危機管理室計画担当課長
- (3) 地域協働局地域活性課長
- (4) 消防局予防課長
- (5) 計画提案のあった地区を所管する消防署の消防防災課長
- (6) 計画提案のあった地区を所管する区の総務課長
- (7) その他会長が必要と認める者

3 審査会の委員長は、危機管理室長をもって充てる。

4 委員長は、審査会を代表する。

5 審査会は、委員長が招集し、これを開催する。

6 委員長は、必要と認めるときに、書面により審査会を開催することができる。

7 委員長は、審査会の結果を審査結果報告書（様式第5号）により会長に報告するものとする。

8 神戸市防災会議会長は、第1項による審査の結果を審査結果通知書（様式第6号）により、計画提案を行った代表者に通知するものとする。

9 会長は、第1項による審査の結果、提案された計画素案を地域防災計画に定める必要があると認めるときは、神戸市防災会議運営要綱第3条第1項第4号に基づく専決処分により地域防災計画へ規定するものとする。

10 会長は、前項に基づく規定があったときは、次の神戸市防災会議で報告を行うものとする。

(準用規定)

第7条 第3条及び第6条に基づき定めた地区防災計画を修正しようとする場合は、第2条から第6条までの規定を準用する。

(庶務)

第8条 この要綱に係る庶務は、危機管理室において処理する。

(雑則)

第9条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月30日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

神戸市防災会議会長

神戸市長

(防災福祉コミュニティ代表者氏名)

神戸市地域防災計画への規定に関する同意書

下記の計画について、災害対策基本法第42条第3項に基づき、〇〇地区防災計画として神戸市地域防災計画へ規定することに同意します。

記

1. 計画の名称

2. 計画対象範囲

3. 防災福祉コミュニティ名

4. 代表者

(氏名)

(住所)

(連絡先)

※計画書を添付してください。

(様式第2号)

(公 印 省 略)
令和 年 月 日

神戸市防災会議会長
神 戸 市 長

消防局〇〇消防署長 〇〇 〇〇

神戸市地域防災計画への規定に関する意見書

〇〇地区防災計画について、下記の通り意見します。

記

1. 計画名

〇〇地区防災計画

2. 防災福祉コミュニティ名

3. 意見

(様式第3号)

(公印省略)
令和 年 月 日

神戸市防災会議会長
神戸市長

〇〇区長 〇〇 〇〇

神戸市地域防災計画への規定に関する意見書

〇〇地区防災計画について、下記の通り意見します。

記

1. 計画名

〇〇地区防災計画

2. 防災福祉コミュニティ名

3. 意見

(様式第4号)

令和 年 月 日

神戸市防災会議会長

神戸市長

(計画提案する者の代表者氏名)

地区防災計画提案書

災害対策基本法第42条の2に基づき、下記の通り神戸市防災会議へ提案します。

記

1. 計画提案する者の代表者

団体名	
代表者氏名	
住所	
連絡先	

2. 計画素案概要

名称	
計画対象範囲	
目次・内容等	

(様式第 5 号)

令和 年 月 日

神戸市防災会議会長

神戸市長

神戸市地区防災計画審査会委員長

危機管理室長

審査会結果報告書

災害対策基本法第 42 条の 2 に基づき計画提案のあった地区防災計画素案について、神戸市地区防災計画審査会による審査結果を下記の通り報告します。

記

1. 計画素案名称等

名称	
団体名	
代表者氏名	
計画対象範囲	

2. 審査結果

(1) 実施日

(2) 審査結果

(様式第 6 号)

令和 年 月 日

(計画提案する者の代表者氏名) 様

神戸市防災会議会長
神戸市長

審査結果通知書

災害対策基本法第 42 条の 2 に基づき計画提案のあった地区防災計画素案について、神戸市防災会議 地区防災計画審査会にて審査された結果を下記の通り通知します。

記

1. 計画素案名称等

名称	
団体名	
代表者氏名	
計画対象範囲	

2. 審査結果

(1) 実施日

(2) 審査結果

神戸市地区防災計画制度の運用に関する要綱第2条に規定する地区防災計画の
運用に関する事務処理要領

神戸市地区防災計画制度の運用に関する要綱第2条に規定する地区防災計画（以下「防
コミ連携型地区防災計画」という。）の運用については、神戸市地区防災計画制度の運用に
関する要綱（以下「要綱」という。）に定めがあるもののほか、以下のとおり取り扱うこと
とする。

（防コミ連携型地区防災計画の地域防災計画への規定）

第1条 神戸市防災会議会長（以下「会長」という。）は、要綱第2条第4項に規定する
書類の送付を受けた場合、その内容が、次の各号のすべてに該当する場合に、要綱第3
条第1項の地域防災計画への規定を行うものとする。

- （1）神戸市地域防災計画に抵触するものでないとき
- （2）要綱第2条第2項第2号の地区防災計画の対象となる計画に、同計画に基づいて行
う防災活動に重大な影響を及ぼすと考えられる事実の誤認が含まれていないとき

（防コミ連携型地区防災計画の規定手続（消防署長の意見書））

第2条 要綱第2条第2項に規定する書類の提出を受けた消防署長は、次に掲げる事項に
ついて同書類を確認し、その結果を同条第3項の意見書（以下この条において「意見書」
という。）に記載するものとする。

- （1）神戸市地域防災計画において、消防署が担当することとされている業務
- （2）神戸市地域防災計画において、消防部が分掌することとされている事務

2 前項の規定にかかわらず、消防署長は、確認した書類について、地区防災計画の趣旨
を踏まえ、必要に応じて意見書に意見を付すことができる。

（防コミ連携型地区防災計画の規定手続（区長の意見書））

第3条 要綱第2条第3項に規定する書類の送付を受けた区長は、次に掲げる事項につい
て同書類を確認し、その結果を同条第4項の意見書（以下この条において「意見書」と
いう。）に記載するものとする。

- （1）神戸市地域防災計画において、区が担当することとされている業務
- （2）神戸市地域防災計画において、区災害対策本部が分掌することとされている事務

2 前項の規定にかかわらず、区長は、確認した書類について、地区防災計画の趣旨を踏
まえ、必要に応じて意見書に意見を付すことができる。

（防コミ連携型地区防災計画の地域防災計画への規定の通知）

第4条 会長は、要綱第3条第1項に規定する地域防災計画への規定を行ったときは、様
式第1号により、要綱第2条第2項に基づき地区防災計画の対象となる計画を提出した
防災福祉コミュニティに通知するものとする。

附 則

この要領は、平成29年5月24日から施行する。

(様式第 1 号)

平成 年 月 日

〇〇地区防災福祉コミュニティ
代表者 氏 名 様

神戸市防災会議会長
神戸市長

地区防災計画の神戸市地域防災計画への規定について（通知）

神戸市地区防災計画制度の運用に関する要綱第 2 条第 2 項に基づき、平成 年 月 日付で提出のあった地区防災計画の対象となる計画について、災害対策基本法第 42 条第 3 項に基づき、〇〇地区防災計画として、下記の通り神戸市地域防災計画へ規定しましたので通知します。

貴殿におかれましては、この計画に基づく防災活動を推進するとともに、地区の防災力の向上に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

- 1 〇〇地区防災計画として神戸市地域防災計画へ規定する計画の名称
- 2 防災福祉コミュニティ名
- 3 計画に対する意見